

鶴岡市水道施設整備事業評価委員会要綱

平成18年9月1日

改正 平成23年8月1日

(設置)

第1条 鶴岡市の行う水道施設整備事業（以下「事業」という。）に関して、厚生労働省が定める「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、事前評価及び再評価を行い、事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の向上を図るため、鶴岡市水道施設整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の事前評価に関すること。
- (2) 事業の再評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものを定める。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鶴岡市水道部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日改正)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。